

令和3年2月17日

## 宮津与謝クリーンセンターの焼却炉の当面運転休止について (ごみの搬入は継続します)

宮津与謝環境組合(宮津市・伊根町・与謝野町で構成)が設置・運営する「宮津与謝クリーンセンター」で、2月16日に下記のとおり公害防止基準(ダイオキシン類)の一部を超過する測定結果が判明しましたので、焼却炉の運転(ごみの焼却処理)を同日停止しました。(停止期間は未定)

現在、運転再開に向けて、原因と対策を調査・検討中です。なお、ごみの搬入は施設内で貯留可能な限り継続します。

### 施設の場所

宮津与謝クリーンセンター(宮津市字須津32番地)  
(施設運営事業はタクマ・タクマテクノス特定運営共同企業体に長期運営委託)

### 測定結果の判明日と経緯

令和3年2月16日(火)  
測定・分析委託機関(株)KANSOテクノスから当組合へ速報値として報告

### 測定結果(公害防止基準値超過)の内容

公害防止項目	試料の採取場所	測定結果	公害防止基準値	単位
ダイオキシン類	焼却炉 煙突内の排ガス	0.20	0.1	ナノグラム-TEQ/m <sup>3</sup> N
	焼却炉 飛灰	3.4	3.0	ナノグラム-TEQ/g

※ダイオキシン類は年2回(法基準は1回)、専門機関に試料採取・分析・測定を委託しています。  
今回の測定結果は、1月26日採取試料の分析結果の速報値です。

### 今後の当組合の対応

京都府丹後保健所の指導・助言を受けながら、運営委託事業者のタクマ・タクマテクノス特定運営共同企業体と連携し、原因究明と改善対策に努めます。

お問い合わせ先

宮津与謝環境組合事務局

TEL: 0772-46-2111